

議案第131号

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鹿児島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鹿児島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鹿児島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第2項前段中「左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

第17条中「乳児院」の次に「，母子生活支援施設」を加える。

(鹿児島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 鹿児島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年鹿児島県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条第2項の規定は、令和7年9月16日から適用する。

(提案理由)

児童福祉法の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。